

「山下家覚書」から読み解く浅野家相統問題

原 史彦

キーワード

「山下家覚書」 山下氏勝 徳川家康 徳川義直 浅野幸長 浅野長晟
浅野長重 相応院お亀の方 春姫 「自得公濟美録」 「山下平八郎某所蔵の旧記」 名古屋城普請役

はじめに

「山下家覚書」(以下、「本覚書」という。)は、東京大学史料編纂所の「所蔵史料目録データベース」(H i - C A T)^①上に掲出されている史料で、『名古屋市史 人物編第一』^②における山下氏勝(一五六八～一六五四)の事績紹介で引用される「山下道山覚書」に該当ないしは類似する記録と思われる。山下道山とは、氏勝の末子・時氏である。本覚書が撮影された一九一九年当時の所蔵者は名古屋市西区の村松六助氏だが、この人物の経歴及び本覚書の現時点での所在は不明である。

本覚書については、拙著「「山下家覚書」から読み解く徳川光友生誕背景」(以下「前号」^③)で論考該当部分の翻刻とともに、概略を紹介した。本覚書は全七十丁にわたり、氏勝の事績や山下家の由緒に関する十一件の記録を収載する。伝来文書の合綴のような体裁で、道山著「創業録」の上覧が行われた文化元年(一八〇四)時に合綴された可能性が高いこと、道山の養子として山下家を再興し、事実上、宗家となった山下氏倫の家に継承された記録だろうことを前号で指摘した。

本覚書の内容概略は下記のとおりである。

- ① 「覚(徳川光友生誕に関する)」。
- ② 「覚(山下道智事績に関する)」。
- ③ 「中村勝時筆山下一問多(氏倫)宛讓状(山下道智所持刀等遺品類の譲渡に関する)」享保元年(一七一六)五月十九日。
- ④ 「山下氏倫筆山下一問多(氏植)宛讓状(家督相統に付、山下道智所持刀の譲渡に関する)」明和二年(一七六五)五月十九日。
(以上、前号で翻刻。)

- ⑤ 「(紀伊浅野家取次に関する山下道智事績覚)」。製作年未詳。

氏勝と浅野家との関係を詳述した覚であり、内容は後述する。

- ⑥ 「山下道山(時氏)筆織田宮内(貞幹)宛家督讓願(山下道智業績書上及び家督讓願い)」(元禄十四年・一七〇二)八月廿四日。

氏勝の末子・道山が、兄・氏紹の子で尾張藩士中村家の養子となった勝時の二男・兵五郎(後の一問多・氏倫)へ、山下家の名跡を譲ることを、御国老中・織田貞幹へ打診した願状である。

- ⑦ 「山下道山(時氏)筆山下兵五郎(氏倫)宛書付(山下道智遺品に関する)」(年未詳)戊卯月日。

氏勝の遺品を、道山から養子・兵五郎へ譲る際の讓状である。

- ⑧ 「山下道山(時氏)筆山下兵五郎(氏倫)宛『道智老御器量之覚』」(年未詳)戊卯月日。

「道智老御器量之覚」と題した氏勝の事績書上である。他者か

ら聞かされた氏勝の評価の他、寛永六年（一六二九）の江戸城普請において伊豆での石切差配を成功させた経緯を兄・氏紹からの聞き取りとして道山が詳述する。

⑨「(山下道智事績書上)」

氏勝の事績を漢文調で記す。

⑩「(山下道山(時氏)筆山下兵五郎(氏倫)宛申送状(創業録に関する)及び書物覚」宝永三戌(一七〇六)十一月二日。

山下道山著「創業録」の取扱いに関して、道山から養子・兵五郎に送った申送状である。尾張徳川家三代綱誠(一六五二～九九)が同書の上覧を希望したが、内容に不備がある恐れがあるとして断り続けており、自分の死後に遺物として献上するために再編集・清書した経緯を記す。

⑪「(山下一問多宛等創業録御用指出に関する書状三通及び御用指出一件記録)」文化元年(一八〇四)二月晦日(十一月廿六日)。

文化元年に行われた「創業録」の上覧について、藩関係者から山下一問多(氏植)へ送られた書状三通と、同書の差し出し及び返却の経緯を記した書上である。年次から尾張徳川家十代斉朝(一七九三～一八五〇)への上覧と考えられる。

本稿では⑤を中心に、紀伊浅野家初代幸長(一五七六～一六一三)歿後の同家相続問題における氏勝の関与について考察するとともに、⑤⑪の史料を翻刻する。

一 山下氏勝と浅野家の関係

浅野幸長は、豊臣政権の奉行職を勤めた長政(一五四七～一六一一)の嫡男で、慶長五年(一六〇〇)の関ヶ原前哨戦である岐阜城攻めなどの功績により、同年十月に紀伊国三十七万六千五百六十五石餘を賜って、和歌山城を居城とした^④。父・長政ともども徳川家に対する忠節を尽くしたことで、家康の信頼も厚く、家康九男・義直の正室には幸長の二女・春姫(一六〇三～三七)が選ばれている。

幸長は慶長十五年(一六一〇)からの名古屋城の築城に公儀普請役として携わったが、同十八年八月二十五日に和歌山において三十八歳で死去した。幸長に男子はおらず跡継ぎも決めていなかったため、浅野家の後継問題が起こり、ここで山下氏勝が関与することになる。

氏勝は⑥の記述によれば、義直三歳時の同七年に家康より直々に義直(當時は五郎太)の「御守役」とすることを申し渡された。この時、武田家旧臣の津金修理(胤久・二五四七～一六二二)も「御守役」となり、「五郎太様衆」と称する家臣団をこの二人で支配した。駿府城二之丸の「内之百間長屋」は津金支配の家臣団、三之丸の「外之百間長屋」は氏勝支配の家臣団に割り当てられ、後には成瀬内匠(勝吉・生年未詳～一六二〇)も加えられて三人で「御守役」を勤めたとする。ただし、津金の家譜『士林沂洄』巻第六「甲之部二」及び成瀬の家譜『士林沂洄』附録巻第二百二十三「甲之部断絶家系」によれば、津金・成瀬両名の附属は義直四歳時の同八年としており、⑥の記述と齟齬がみられる。

浅野長政・幸長父子は、当時「右衛門督」と称していた義直との関係を深めるため、駿府城内と思われる「右衛門督御部屋」へ出入りしており、その際に「御守役」だった氏勝が取次をした関係で、浅野父子と氏

勝は「御念頃」になったとする。その間、義直に婚礼の話が起こり、当初は「御大名之衆息女御三人」が候補になったという。義直生母で家康側室のおかめの方（後の相応院・一五七三?―一六四二）は、この一件を密かに氏勝へ打診した。氏勝の正室がおかめの方の妹（隆正院慕茶）だった関係で、氏勝はこういった内證の話にも関与する立場にあったことは、前号でも紹介した通りである。

そこで、氏勝はこれまでの関係から浅野家の姫・春姫を推し、これを受けておかめの方がおそらく家康へ進言したと思われる。正室は春姫と決まったことで、「紀伊守殿」（幸長）は「不大形御満足」となり、さらに義直の部屋へ頻繁に出入りするようになった他、誰かが幸長に対し氏勝の内々の働きを教えたため、義直との取次役である氏勝もまた幸長との関係を深めていったと記す。

本覚書で興味深いのは、紀伊領を義直に譲渡する幸長の意思があったという記述である。幸長には跡継ぎがないため、自分の歿後、長政以来の家臣が路頭に迷わないよう、浅野家の身代を義直に譲ろうと氏勝に相談していたという。このことは、浅野家の家譜記録である「自得公濟美録」巻之六に「山下平八郎某所蔵の旧記」からの引用として「紀伊守殿御存生之内 御継子^者無御座候間 紀伊国を右兵衛督様〔尾張宰相義利卿の旧事なり〕被進度之由 常々被仰候間」（一）は割註・以下同）と記されており、少なくとも同記録の第一期分が一応の完成をみた文政元年（一八一八）時点で、浅野家としてはこの幸長の考えを示す記録の存在を確認していたが、それを史実として認識していたようには思えない。他の浅野家関係の記録・図書で、この考えについて触れられていないため、「山下平八郎某所蔵の旧記」は一種の参考事例のような扱いだった

可能性が高い。

「自得公濟美録」の編纂が開始された文化年間（一八〇四―一八）頃の山下家当主が平八郎を名乗っていたかは現時点では確認できないが、「自得公濟美録」に載せられた「山下平八郎某所蔵の旧記」は、本覚書とほぼ同文であるため同一の記録とみて差し支えない。ただし、この記録を得るため浅野家の編纂方が、尾張藩の一家臣の家にまで史料調査を行い得たのかという疑問は残る。あるいは氏勝の弟で浅野家の家臣になった十兵衛氏利（生年未詳―一六四九⁸）の系譜の家が、何らかの関与をしたという仮説も一つの可能性として提示しておく。

二 浅野家相続問題に関する氏勝の関与

氏勝は義直の名代として高野山で行われた幸長の葬儀に参列し焼香を行っており、その際、後に尾張藩附家老となる成瀬正成（一五六七―一六二五）・竹腰正信（一五九一―一六四五）兩名から、幸長の紀伊領譲渡の希望を家康に打診する事を勧められた。しかし、氏勝はこの幸長の申し出を危ういと考え、「紀伊国御拝領被成候へ^而も名護屋を御明被成候^而ハ御座有間敷候 左候へハ遠国と申如何^二御座候」と、仮に紀伊領を拝領したとしても、尾張領を収公されてしまつては意味が無いと危惧していた。

当時の尾張領は備前検地によつて四十七万石余と算定されており、紀伊領三十七万石余と拮抗していることから、他の徳川家一門との釣り合いを考えれば、尾張領に紀伊領が加算される見込みは薄いと考えたのだろう。そうなつてしまうと、江戸より遠国となり諸々不都合が生じるため、氏勝は幸長の申し出には乗るべきではないとし、むしろ幸長の弟に

「但馬守」(長晟・一五八六―一六三三)・「采女正」(長重・一五八八―一六三三)の二人の男子がいるならば、そのどちらかに家督を継がせた方が良いとする見解だった。つまり、「御拝領御同事 右兵衛督様御力^二御座候」と記されているように、有力大名・浅野家との昵懇な関係を維持することで、浅野家が義直の強力な後援者に成り得るのならば、それは紀伊領を拝領したと同じことという考えである。

浅野家側にとっても浅野家一門への家督相続を望んでおり、長晟の家臣・木村石見と片岡道二が、駿府在中だった氏勝の元へ「御内證」で訪ねて来て、氏勝を通じておかめの方への執り成しを依頼してきた。二人は長晟への家督相続を願い、氏勝とおかめの方、そして家康との関係を利用する算段であったことは自明であろう。氏勝も自分が差配するには大きすぎる事案であるとしつつも、幸長が自分に対して懇ろに目をかけてくれた恩義があるとして、長晟への家督相続を請け負い、そのことで義直の為になるということ「随分情を出シ」て両名に語ったとする。

しかしながら、当時、父・長政の隠居領である常陸国真壁五万石を継承していた長重と、備中国内に二万四千石を領していた長晟とは置かれた立場に差があった。長重は江戸詰で江戸や駿府の御側衆にその人となり知られていたのに対し、長晟は京都詰だったため、幕閣周辺でその人物を知る者が少ないという不利な状況だった。二万四千石の大名でありながら、江戸に拠点を持たないのは、豊臣政権健在中における過渡的な状況を示している。氏勝はこの不利な状況下において、家康・秀忠の御側衆へ接近し、長重の評判が高い中でも長晟を評価する声が一定程度あることを確かめ、勝算を見出していった。

そして、浅野家の家老衆が家督相続の「訴訟」のために駿府へやって

来た際、氏勝は一人ずつ家老を呼び出して家督相続に対する見解を糺した。家老衆はいずれもどちらかに加担するわけではなく、「兩人共彈正少子^三 御座候 紀伊守弟之儀^二 御座候間 何を跡目^二 被仰付候へ^而も忝可奉存之由被申候」と、長晟・長重の二人であるならばどちらが家督を継承してもよいという考えであることを確認し、氏勝は長晟を推す自論を展開した。

氏勝は、「御行跡 采女正殿^二ハはるか上^三 御座候由」であると半ば強引に長晟の人となり長重より上であるとし、弟の長重が兄の長晟を差し置いて家督を継ぐのは「不順」であり、「御兄弟之御間柄宜御座有間敷候」と今後、兄弟間の争いにもなりかねず、これは義直の為にもならないとの懸念を示した。また、長重は「彈正少殿御跡職を御拝領被成候 紀伊守殿御跡職を御望可被成儀^二ハ無御座候」と、すでに父・長政の隠居領を相続しているので、紀伊領の相続は望んでいないと氏勝は決めて、長晟への家督相続を理屈つけている。

次に氏勝は、義直にとつての長晟の有意性を説いて義直の母・おかめ方へも話を通し、おかめの方も「被入御情」で、家康への執り成しを行った。その後、おかめの方の部屋へ氏勝が呼び出された際、家康側室の「おわちゃ殿」(雲光院阿茶局・一五五四―一六三七)・「おまん殿」(養珠院お万の方・一五八〇―一六五三)・「おかち殿」(英勝院お梶の方・一五七八―一六四二)が同席しており、おかめの方の願いとして側室四人で家康へ申し入れたこと、この申し出に家康は応え、現將軍である秀忠へ計るとしつつ、この件を請け負ってくれたことが氏勝に伝えられた。家康の側室四人の働きかけにより、これまでの浅野家の忠節と義直への後援を考え、長晟への家督相続を認めるという家康の内意がおかめの

方へ伝えられた。そして、おかめの方はこのことを内密に氏勝へ伝え、氏勝から長晟家臣の木村石見・片岡道二両名にも内密に伝えたことで、浅野家は「大キ^二悦申候」と安堵を得ることができたわけである。後におかめの方より聞かされたこととして、秀忠は長重への家督相続を望んでいたようだが、家康によって翻意させられたとしている。家督相続においても現職の將軍より大御所の見解が優先された事例の一つである。

幸長の死去は慶長十八年（一六一三）八月二十五日で、「自得公濟美録」によれば「浅野右近」（忠吉・一五四六―一六二一）と「浅野左衛門佐」（氏重・生年不詳―一六一九）の二人の家老が和歌山を経ったのは九月五日、そして九月二十四日には家康の内意が伝えられたとしているため、氏勝への折衝はこの一箇月の間に行われたことになる。『台徳院殿御實紀』卷二十四^⑨では十月十八日の項に長晟の家督相続記事を載せる。

なお、本覚書には事後談も載せられている。家督相続が決定した後、家康は伏見城の御広間へ長晟を呼び出し、氏勝同席で話をしていたところへ、森忠政・細川忠興・黒田長政・加藤嘉明・有馬豊氏が入って来たので氏勝は退席したが、この面々が散会した際、森忠政より声をかけられ、今回の家督相続は「偏^二信州取持被申候由故」だと長晟が「信濃」すなわち氏勝に感謝していたことが伝えられた。他の面々からも「是ハ大キ成事取持被申候御手柄^三御座候」と褒めたたえられ、「いや左様^三も無御座候」と遠慮して返答するも、「何も諸事御頼可被成」と、自分たちが氏勝を頼りにするのでよろしくといった意味の事を言われて困った、といった一種の手柄話である。

こういった経緯から、尾張徳川家における浅野家との取次役は氏勝に一任されたようで、幸長が亡くなって「巷間に流言あり、婚儀既に破れ

たりと^⑩」という噂が流れた春姫との婚儀が整った際、氏勝が尾張徳川家側の使者を勤めた他、祝言儀式も家康の命で氏勝が取り仕切った。また、長晟が嫡子・岩松（後の三代光晟・一六一七―九三）を伴って名古屋へ立ち寄り、三之丸南屋敷に逗留した際、重臣を引き連れて氏勝の屋敷を訪ねている。この時、家督相続の詳細を知らない家老の上田主水（重安〔宗箇〕・一五六三―五〇）に対し、自分が家督を継げたのは「此亭主之恩」「此亭主之影」と氏勝に感謝し、岩松に対しても「子々孫々^ニ至迄必如在有間敷候」と諭しており、長晟の氏勝に対する感謝の程が知れる。

三 名古屋城普請役請負に関する氏勝の関与

氏勝は名古屋城築城時においても浅野家への便宜を図っている。名古屋城築城が発令された際、義直の居城建設であるため、幸長からは是非にも自分に普請役を命じてもらうよう、氏勝を通じて家康への執り成しを依頼された。氏勝としてはあまり露骨なこととはしたくはなく、とはいえ無下にも出来ないもので、家康が自発的に浅野家へ下命してもらえないかと考え、このことをお亀の方に相談したところ、お亀の方から家康へ執り成してもらったという。その甲斐あつて諸大名が駿府城へ出仕した際、家康から幸長に対して特に「御念頃」の「上意」があり普請役の下命を得られたため、幸長は「不有形御満足」だったという。氏勝は名古屋の普請場へは、義直の使者であると同時に、家康の使者としても出向いており、その際、普請役の諸大名からは「一入御馳走」を受け、普請奉行衆も引き連れて行ったことで、幸長からも「一入御馳走」を受けたとすら。

公儀普請役が発令されるに及び、諸大名は「名護屋之御城普請被 仰付被下候様^二」といつても御望御座候」と役を得るためにこぞって家康・秀忠に対して嘆願を行ったとする。本覚書はあくまで氏勝の立場からみた記述であり、徳川家臣団の視点であるため、全てを客観的記述とするわけにはいかないが、こういった公儀普請は一種の忠義性を試される場でもあるため、家中という組織体としての本音は奈辺にありとも、当主個人が取るべき姿勢として、積極的に役負担を申し出ることが、当時の通例だったのではなからうか。

従来、公儀普請は大名統制策として大名家側に一方的に経済的負担を負わせたと解釈されがちだったが、堀内亮介氏の研究^①でも明らかにされたように、徳川家側からも経済的援助として石高に応じた扶持米の給付が行われていたため、軽い負担ではなかったものの、少なくとも大名家側の一方的な負担でもなかった。

そうすると、従来大名側の本音を示す事例として紹介される『台徳院殿御實紀』巻十二の慶長十五年閏二月八日の条の福島正則の逸話の真偽が疑わしくなる。丹波篠山城と名古屋城の普請役を連続して命じられた正則が、加藤清正・池田輝政との会合で不平不満を述べ、輝政に家康への執り成しを頼んだという逸話である。この時、正則は清正にたしなめられて話は終わったものの、このやりとりを伝え聞いた家康が、諸大名を集めた際、不平不満があるならば謀反を起こせばよい、自分がたちどころに攻め滅ぼすと恫喝したことで、たちどころに二十万人の人夫が集められて名古屋城普請が完了したとする。

もし、本覚書が伝えるように「名護屋之御城普請被 仰付被下候様^二」といつても御望御座候」という状況になっていたならば、公儀普請は徳

川政権への忠誠心発露の場として、負わされる側から積極的に申し出るのが暗黙の約束事だったことになり、福島家も浅野家と同様に自ら出願して普請役を得る行動を表向きにはとったはずである。また、親しい間柄とはいえ、普請役を受諾した上で不平不満を言うことは、表裏ある態度と見られ自分の信用を落とすことになりかねない。この逸話は「武徳大成記」・「烈祖成績」・「慶長見聞集」といった複数の記録からの引用とされているが、この『台徳院殿御實紀』の記述は、正則の「卒忽」（粗忽）な印象を利用して家康の偉大性を強調するため、創作とは言えないまでも、多分に脚色された話ではなからうかと考える。

四 他記録からみた浅野家相統問題

以上は、あくまでも本覚書に記された範囲で記した浅野家相統に関する経緯である。氏勝歿後、短期間に二度の改易を経て重臣としての立場を喪った山下家にとつて、藩政どころか幕政にまで影響を及ぼしていた家祖・氏勝の事績は最大限に喧伝しうる家の名誉である。そのため、こういった記録は、創作は無いにせよ、多分に我田引水的な解釈があることも注意しなければならない。

長晟の家督相統については、「享保元年十月 公儀^江上ル御扣書 浅野御家譜^③」では、「兄左京大夫幸長死去、実子コレナキニヨリ権現様・台徳院様ノ上聞ニ達シ、其節彈正少弼長政力後家〔長生院ト号ス〕存命ノヨシヲ聞召サレ、今度跡目ニ付テ但馬守長晟并ニ采女正長重兩人ノ内後家存念ノ通り仰セ付ラルヘキ旨御内意ニテ御尋コレアリ、後家願ニヨリテ但馬守長晟へ御直ニ懇願ノ上意ヲ以テ紀伊国相統仕マツルヘキ旨仰セ出サル」とあり、家康・秀忠が、長政の正室であり幸長・長晟・長重の生

母である長生院からの願いで長晟への家督相続を認めたとしており、『広島県史』・『和歌山県史』¹⁴等でもこの記述をもって長晟の家督を説明している。本覚書にはこの長生院の動きは記されていない。なお、『和歌山県史』は幸長の遺言で長晟を指名していたとするが、その史料根拠は不明である。本覚書を信じるならば、幸長の遺言はなく生前の意思は義直への紀伊領譲渡だったわけで、遺言があったならば本覚書の内容と相違する。

なお、長晟の父・長政は、長晟に対しては厳しい評価をしていたことが、慶長十五年（一六一〇）年発給と推定される「浅野長政意見状」¹⁵に記されている。長政は長晟の散財ぶりや分別が足りないことに苦言を呈し、「其方ハ我等¹⁶むさと賄をさせ、氣遣させられ候間不孝¹⁷候」と、「不孝」の言葉を使用して長晟の素行をたしなめている。他の条文でも「不孝」の文字を使用しているため、相当に憂慮していたのだろう。あるいはこの認識ゆえに、自分の隠居領を次子・長晟ではなく第三子の長重に譲り、長重の方を徳川家に近侍させたのかもしれない。

また、家督相続では家老の浅野右近忠吉と浅野左衛門佐氏重とで対立があり、左衛門佐が長重を推していたことが、後の元和五年（一六一九）十一月十六日の長晟による左衛門佐誅殺の遠因となったとする見解もあるが¹⁷、これはありえない。本覚書や「自得公済美録」でも記されるように、浅野家が改易ないしは徳川家に吸収される可能性がある中、この両家老は浅野家一門への家督認可によって家の存続を目論み駿府へ「訴訟」に出向いている。当然藩論を統一して臨んだはずで、この時点で両名がそれぞれどちらかに加担して一方を推した上で「訴訟」を行うことは分断を見透かされるだけである。氏勝が両名を尋問して得た「何を跡目¹⁸

被仰付候へ¹⁹も忝可奉存之由」と長晟・長重どちらかに家督相続が認められたならばそれで良いとする両名の言質が、当時の浅野家が望む唯一の選択肢だったはずである。左衛門佐を誅殺した後、長晟が幕閣へ提出した（元和五年）十一月廿九日付「浅野左衛門佐不届条々」¹⁸で示した七つの罪状の内、第五条に「先年紀伊国を拝領仕候儀従上様被下候を、左衛門佐一人之才学を以拙子²⁰被仰付候、左様之恩をも不存など、慮外を申、従上様私へ重疊之御恩をもちやう²¹申かすめ候間」とあるように、長晟へ家督が認められたのは自分の功績で、それを常々長晟に対して恩着せがましく語っていたという長晟自身の証言がそれを裏付けている。

おわりに

先述したように本覚書は、山下家の家祖顕彰を目的とした記録のため、客観性を欠く記述があることに注意を要する他、当事者の子息の筆記とはいえ伝聞である点に難があるものの、当事者しか知り得ない記事があることも確かであるため、正史を補完する一面は持っている。前号で紹介した尾張徳川家二代光友の認知問題に関する記述では、仮に脚色があったとしても当事者の肉声を伝えており、認知に至るまでの水面下の交渉を読み解くことができた。

浅野家相続問題にかかる氏勝の役割についても、その影響力の程は別にして、おかめの方という強力な係累を利用した家康への働きかけについても同様だろう。浅野家側の史料では参考程度としか扱われていないが、幸長が義直への紀伊領移譲を考えていたという記述は、幸長が臨終の際まで後継者を指名しなかった理由に一定の説得力を与えている。

長晟・長重という二人の候補がある中、氏勝が長晟を積極的に推した

根拠は明確ではない。あるいは最初に接触を試みた長晟家臣を通じて利権的な約束があった可能性も捨てきれない。名古屋城普請現場において諸大名から当然のように接待を受けている記事からも、そういった利権関係が存在していたことを彷彿させられる。しかしながら表向き理由としては、兄弟の順番を違えないことと、義直を後援する上で長晟が適役という判断によって家督継承者として推薦したわけである。この義直の後援が得られるという利点を基に、義直生母・おかめの方が浅野家のために動き、そのおかめの方が家康の側室を動かし側室四人の連名で家康に嘆願したという図式は、家康への影響行為の一端が見えて興味深い。

ただし、あくまで氏勝が知り得る範囲のみの限界ある記録のため、浅野長政正室・長生院の嘆願については触れられておらず、当然水面下で動いていたはずの長重側の動向は全く記されていない。長晟側に付いた限り、知り得る立場には無かったのだろう。もとより氏勝の行為のみで長晟への家督が決定されたわけではないはずだが、歴史的事象の背景にうごめく多彩な動きの一端を知り得るという意味で、本覚書の内容に一定度の評価を与えても良いのではなからうか。

註

- (1) 請求記号二〇七五―一〇五八。謄写本。七十丁。
- (2) 『名古屋市史人物編第一』名古屋市役所 昭和九年五月二十八日発行。
- (3) 原史彦「山下家覚書」から読み解く徳川光友生誕背景」名古屋城調査研究センター『研究紀要』第4号 二〇二三年三月発行。
- (4) 『寛政重修諸家譜』卷第三百九〔新訂 寛政重修諸家譜〕第5 続群書類聚完成会 昭和三十九年十一月三十日発行。

- (5) 『名古屋叢書続編 第十七卷 士林浜泗(一)』名古屋市教育委員会 昭和四十一年一月三十一日発行。
- (6) 『名古屋叢書続編 第二十卷 士林浜泗(四)』名古屋市教育委員会 昭和四十三年十一月三十日発行。
- (7) 個人蔵。広島市立中央図書館寄託。書き起こしは東京大学史料編纂所蔵の影印本による。
- (8) 『士林浜泗 卷七十三 庚之部 御外戚家 山下』名古屋叢書続編 第十九卷 士林浜泗(三) 名古屋市教育委員会 昭和四十三年一月三十一日発行。
- (9) 『新訂増補國史大系 徳川實紀』第一篇 吉川弘文館 昭和四年十月二十五日発行。
- (10) 『浅野莊と浅野氏』(尾張史料著作集) 東海地方史学協会 平成二年二月一日発行 所収。
- (11) 堀内亮介「名古屋城石垣普請における飯米作料請取状―扶持米請取状の分析を中心に―」(名古屋城調査研究報告3 資料調査研究報告書1 史料が語る名古屋城石垣普請の現場) 名古屋城観光文化交流局・名古屋城総合事務所・名古屋城調査研究センター 令和四年三月三十一日発行。
- (12) 註(9) 参照。
- (13) 個人蔵。(『広島県史 近世史料編Ⅱ』広島県 昭和五十一年三月三十一日発行に翻刻所収。)
- (14) 『広島県史 近世1 通史Ⅲ』広島県 昭和五十六年三月三十日発行。
- (15) 和歌山県史編さん委員会編『和歌山県史 近世』和歌山県 平成二年八月三十一日発行。
- (16) 『大日本古文書 家わけ文書 第2 浅野家文書』東京帝国大学 明治三十九年十二月十八日発行に翻刻所収。
- (17) 『山梨県史 資料編8 近世1』山梨県 平成十年三月一日発行。
- (18) 『自得公済美録』卷十二上(『広島県史 近世史料編Ⅱ』広島県 昭和五十一年三月三十一日発行に翻刻所収。)

史料「山下家覚書」

【本文】

(前略)

⑤ 浅野彈正少弼殿曰 紀伊守殿 同但馬守殿御代／々山下道智^江御念頃被遊候筋目之趣 此末々／書申候

一 東照宮様道智を召 源敬公御三歳之御時御守／^ニ被 仰付 能々守立申候様^ニと御念頃之

上意^ニ御座候 其以後彈正少殿 紀伊守殿御両／人 右兵衛督殿御部屋へ度々御出被成候 御取／次仕候 其時道智儀ハ信濃と申候 御父子別^而／御念頃御座候

一年月過候て右兵衛督殿御母儀相應院殿 信濃^ニ被仰聞候ハ 右兵衛督殿へ御縁与御座候様^ノ被成度候 何をか可然候哉と御大名衆之御／息女御三人之内ひそかに御尋候 其時信濃申／候ハ彈正少殿 紀伊守殿御事ハ古今

大御所様^江御心入深ク御座候 其上右兵衛督／様へも御懇^ニ御出入被成候間 紀伊守[○]様^{被^ニ遊可然之由信濃申候 其時節ハ相應院殿をお／かめ殿と申候 信濃事ハおかめ殿妹^ニ嫁申候／故内外之御相談被仰聞候 其以後紀伊守殿御／息女様 右兵衛督殿へ御輿入申候様^ニと}

大御所様被 仰出 紀伊守殿不大形御満足被／遊候 紀伊守殿被 仰候ハ娘儀を右兵衛督様へ／被召仕候様^ニとの 上意 誠難有思召候由色々／被仰聞候 其以後ハ猶以御部屋へ御出入被成／候内外之御取次皆信濃仕候 右御縁与之時信／濃 おかめ殿へ申候趣誰申候哉 紀伊守殿具^ニ御聞被成 是又信濃^ニ被仰聞御満足被遊候由／御座候

一 其以後紀伊守殿被仰候ハ 御継子ハ無御座候／間 紀伊国をも右兵衛督様へ差上ケ申度候 彈正／少時骨折申候者共不便^ニ御座候間 右兵衛督様被召仕被下候様^ニ被成度思召候 此段何／^茂御頼被成候由 度々被仰聞候之由御座候

一 尾州清須之御城 名護屋へ御引被成候付 諸大／名衆兩御所様^江被仰上候ハ 名護屋之御城普／請被 仰付被下候様^ニといつれも御望御座／候 其節紀伊守殿信濃へ御頼被成候ハ 名護屋／御城普請之儀^ニ付 諸大名衆御普請被 仰付／被下候様^ニと 兩御所様へ何も被申上候 依／之紀伊守殿も可被 仰上儀^ニ御座候へ共 右／兵衛督様御城之御普請を仕度と申上候儀も／何とやらん 味方くるしく御座候 又不申上候／儀も不成事御座候 哀 大御所様被 仰付／候様^ニ被成度候間 此趣をおかめ様迄御内證／申上くれ候様^ニと色々御頼被成候 則おかめ／殿へ信濃申入候へハ 紀伊守殿被仰候趣御尤^ニ御座候 御次^而

大御所様へ可被仰上候由^ニて早速被申上候／へハ 紀伊守被申候趣尤^ニ被 思召候 御直^ニ可被 仰出之由^而諸大名衆駿府之御城へ／御出仕之折節 大御所様被 仰出候ハ 今度／名護屋城普請被 仰付候之處 何も普請可被／致候由御満足^ニ被 思召候 紀伊守儀ハ 右兵／衛督城之儀^ニ候間 一入普請被致度可被存候／間 普請を御頼可被成之由 御念頃之上意^而御首尾能御座候^而 紀伊守殿不大形御満足／被成 信濃方へ色々御礼被仰聞候 其以後名護／屋御普請中 右兵衛督殿御使として信濃儀駿府／名護屋へ罷越御普請^ニ御懸り候 十九／人之御大名衆^江御使相勤申候 實ハ 大御所／様被 仰付御使^ニ罷越申候故 御大名衆一入／御馳走被成候 かこひなと御立被成 何も御手／前^而御茶被下候 名護屋御普請奉行衆 御旗／本々五人被遣候 此衆之内二三

宛相伴被／致候其節も紀伊守殿ハ一入御馳走被遊候由^ニ御座候

一 此以後紀伊守殿御逝去被遊 高野山^ニ御法／事御座候節も 右之御
念頃故 信濃御使^ニ罷／越 右兵衛督殿御名代^ニ信濃御焼香仕候 其砌／
成瀬古隼人正申候ハ 紀伊守殿御存生之内御／継子ハ無御座候間 紀伊
国を右兵衛督様へ被／進度之由 常々被仰候間 此儀を被仰上候へ^ニ／
ハ如何と被申候 竹腰古山城守其外列座之者／共如何と申候 信濃申
候ハ 紀伊国御拝領被／成候へ^ニも 名護屋を御明被成候^ニハ 御座有／間
敷候 左候へハ 遠国と申如何^ニ御座候 其上／紀伊守殿御舍弟但馬守殿
采女正殿御座候間／御兩人^ニ御跡職被 仰付候へハ 御拝領御同／事
右兵衛督様御力^ニ御座候と信濃達^ニ申／候

一 其以後但馬守殿今木村石見并片岡道^ニ兩人／を御内證^ニ駿府へ御差
越 信濃方へ右兩人／ひそかに被参 但馬守殿被仰下候ハ 今度紀伊／
守逝去無是非儀御座候 継子無御座候故 家中／之者共迷惑至極仕候
彈正少 紀伊守迄度々骨／をも折申候者共多御座候 処^ニ散々^ニ罷成可
／申候儀不便迷惑仕候 何へ成共跡目被 仰付／家来之者共安堵仕候
様^ニと存候 是ハ大キ成／望近頃不似合儀如何敷御座候へ共 紀伊守殿
／御跡職を御つき被成度候間 おかめ様へ御内／證申入相調申候様^ニ
偏御頼被成候間 才覚仕／候之様^ニと色々様々信濃方へ被仰下候 信濃
／申候ハ 是ハ御尤成思召共御座候 然共大成御／事^ニ御座候間 信濃
之者取持申儀^ニハ 無／御座候 然共別^ニ御頼被仰下候 紀伊守殿より／
御懇^ニ被懸御目候 若又此御事思召之通^ニ相／調候へハ 右兵衛督殿御
為^ニ是程宜儀ハ 無御座／候間 随分情を出シ可申候由 石見并道^ニ二込申
／入候 然共但馬守殿ハ 常々京都^ニ御座候故 駿／府 江戸之御側衆も具
成事ハ不被存候 采女正／殿御事ハ 江戸^ニ御詰被成候故 江戸 駿府之御

／側衆中も御行跡宜様^ニ常々申候 依之

而御所様御側衆など かなたこなたと信濃承／合申候 処^ニ采女正殿ハ
尤御行跡能御座候 然／共但馬守殿ハ 猶以御行跡宜御座候由申候衆／
中多御座候故 先以一段之御事と奉存候 其内／紀伊守殿御家老衆 紀
伊守殿御跡目被 仰／付被下候様^ニと訴訟^ニ駿府へ何も被参候之／故
信濃方へ一人宛呼候て 但馬守殿 采女正殿／何を御跡目^ニと被存候哉
とひそかに承候へ／ハ 兩人共彈正少子^ニ御座候 紀伊守弟之儀／
御座候間 何を跡目^ニ被仰付候へ^ニも 忝可／奉存之由被申候故 御家老
衆中ハ 別儀も無御／座候 此上ハ おかめ殿へ申入可然と存 但馬守／殿
ハ 被仰下候趣具^ニ申入候 其上^ニ信濃申候／ハ 紀伊守殿御跡目 但馬守
殿へ被 仰付候へ／ハ 右兵衛督様御為^ニ宜事不過之存候 只今之／尾州
紀伊国を御添御拝領御同事御座候 右／兵衛督様御力^ニハ 是^ニ増申御
候事ハ 無御座候／但馬守殿 采女正殿御行跡之趣承合申候 處 尤／采女
正殿ハ 江戸^ニ御詰 御旗本衆と常々御参／會候故 宜様^ニ申成候 但馬守
殿御事ハ 常々京／都^ニ御座候故 駿府 江戸之御側衆御行跡宜御／座候
事を不存候 此比承合候へハ 但馬守殿御／行跡 采女正殿^ニハ 是^ニはるか上
^ニ御座候由 及／承申候 其上采女殿へ紀伊守殿御跡目被 仰／付候
ハ、不順^ニ御座候間 御兄弟之御間柄宜／御座有間敷候 左も御座候
ハ、右兵衛督様御／為^ニも成申間敷候 其上采女正殿ハ 彈正少殿／御
跡職を御拝領被成候 紀伊守殿御跡職を御／望可被成儀^ニハ 無御座候
然共色々^ニ御才覚／御座候由 此比取沙汰御座候間 少も早ク

大御所様^江被仰上 何とぞ但馬守殿へ被 仰／付候様^ニ御願御尤御座候
左候へハ 右兵衛督／様御為^ニ此上ハ 無御座候由 具^ニ申候へハ 旁／以
おかめ殿も被入御情 早速 大御所様へ被／仰上候 能々御間届被成^之御

座 其後おかめ殿御／部屋^江信濃^ニ参候様^ニと被仰候故罷越申候／へハ
おわちや殿^{後一位殿} おまん殿^{後養珠院}／殿 おかち殿^{後永昌院殿} おかめ殿^{後相應院殿}

／右四人御寄合被 仰聞候ハ 此比おかめ殿迄／被申候紀伊守殿御跡
職之事 此四人として申／上候へハ御氣色^ニ應シ申と相見へ申候 将
軍様^江被 仰進候間 定^而頓^而能御返事可参／と被仰聞候 早速被仰上忝
奉存候由 信濃申候／由御座候

大御所様思召ハ 彈正少殿^ハ紀伊守迄度々／御忠節御座候 其上但馬守
殿御人柄も能御座／候由 右兵衛督様御為色々御引合被成 但馬守／殿
へ被 仰付可然と被 思召之由 おかめ殿／信濃^ニそと被仰聞由^ニ御座
候

右之趣石見并道^二江^一ひそかに申聞候へハ 大／キ^ニ悦申候 其以後但馬
守殿へ無相違紀伊国／御拝領被成候 扨其後おかめ殿 信濃へ被 仰
聞候ハ 將軍様思召^ニハ紀伊守殿御跡職 采／女正殿へ被下度 思召候
然共 大御所様^ハ能々被 仰進候之故 但馬守殿へ御立被成候

將軍様御意^ニハ采女^ニ被下候様^ニ可被 仰／進と兼々 思召之内^ニ 大御
所様^ハ但馬守／^ニ可被下と被 仰下候故 無是非思召候と／御意御座候
由

大御所様^ハ遅ク被 仰進候ハ、大形采女殿／へ御立被成儀も可有御座
候哉 但馬殿御仕合／とおかめ殿 信濃^ニひそかに被 仰聞候 其以／後
伏見之御城へ 大御所様被成御座候 但馬／守殿も御出仕被成御廣間^ニ
御座候之故 信濃／罷出候へハ 御側へ御呼御咄被成候 其所へ森／美
作殿 細川越中殿 黒田甲斐殿 加藤左馬助殿／有馬玄蕃殿御越候故 信
濃其所を立去申候へ／ハ 何も其儘居申御咄仕候様^ニと被仰候 其内／
追々何も御出被成候 但馬守殿 美作殿へ被仰／候ハ 今度紀伊守跡職

被 仰付候ハ 偏^ニ信州／取持被申候故^ニ而 候由色々被仰入候へハ 美
作殿初何も是ハ大キ成事取持被申候御手柄／^ニ而 御座候なといつれも
被仰候 信濃申候ハ／いや左様^ニも無御座候なと御挨拶仕候由／御座
候 何も諸事御頼可被成なと被仰あまり／^ニたへかたく有之由申候

一 扨其後紀伊守殿御息女様於名護屋宰相殿へ／御輿入申候^ニ付 但馬守
殿御親^ニ被為成候 右／兵衛督殿を其時ハ宰相殿と申候 双方之御使
信濃一人^ニ被 仰付候て 御首尾能相調申候／御祝言之御儀式も 信濃へ
大御所様被 仰／付 御首尾能相済申由御座候

一 尾張殿江戸上御屋敷初之火事御座候時 其以／後豊後^ニ作事奉行被
仰付候 其時ハ 信濃を／豊後と申候 豊後御断申上候ハ 加様之御作事
申付候儀 終^ニ無御座候間 御免被成被下候様／^ニと達^而申候へハ 中納
言殿御立腹被成候 其／時ハ宰相殿を中納言殿と申候 豊後儀ハ江戸
御屋敷之内^ニ引籠罷在候 此儀但馬守殿御聞／被成 御笑止^ニ被思召 豊
後居申候所へ度々御／越被成色々御肝煎被遊 首尾能相済申由御座
候 但馬守殿色々御念頃之由御座候

一 扨其後但馬守殿 岩松殿〔後安藝守殿／紀伊守殿〕を御同道／被成江
戸へ御下向之折節 名護屋へ御立寄 南／屋敷^ニ御逗留被成 於御城御
馳走共御座候 其／時節御父子様 豊後屋敷へ申請 御膳差上申／候 御
供^ニハ上田主水正 浅野摂津 寺西将監 竹／本外記 木村石見 杵田新兵
衛并片岡道^ニ被召／連候 扨かこひ^ニて豊後御茶立申候折節 但馬／守
殿仰^ニハ主水^者具成事被存間敷候 此亭主／之恩をハ大キ^ニ御請被成候
今加様^ニ両国被／下置候事ハ 悉皆此亭主之影^ニ而 候 此委細之／儀ハ道
二能存候間 聞可被申候 岩松儀ハ幼少／^ニ候へ共 能此事聞置 亭主并
子々孫々^ニ至迄／必如在有間敷候由被仰 色々御懇之仰共御座／候 其

時豊後儀ハ忝御意共^ニ御座候由申上候／御相伴^ニ被罷出候御家老衆中も右之仰之趣／被承候由申候

一 於尾州大納言殿鹿狩被遊候時 山下市正儀申／事出来候て尾州立退申候 其節も但馬守殿御／笑止^ニ被思召 山下十兵衛を為御使 藝州分名／護屋豊後方へ御差越被成 色々^ニ御懇^ニ御座候／由申候

一 当紀伊守殿御祝言被遊候節 大和儀ハ御代々／被懸御目候由^ニ大納言殿分を御使 大和儀／尾州分江戸へ罷越申候 其時ハ豊後を大和と／申候

右之通^ニ御座候故御代々被懸御目 忝奉存候／由申候 道智申聞候品々御座候へ共有増書付／申候

⑥ 一筆致啓上候 弥御息災^ニ御勤仕被成之由及／承目出度奉存候

一 泰心院様御部屋之時 貴宅^ニも私宅^ニも／緩々と得貴意候事終^ニ無御座候へ共 数十年／乍慮外御なし^ニ御座候 其外之御仲備衆へハ／其縁無御座候^ニ付 御手前様へ私願之趣申上／候 此儀可然縁を求 御内證可申上儀^ニ御座候／へ共 御意彼是^ニ遠慮御座候 私法躰衰老之／身^ニ候 故 推参をも不顧御直^ニ申上候

一 私亡父山下道智儀ハ 権現様^ニ御奉公仕候／江州^ニ御知行被下御墨印^ヲ今御座候

一 源敬様御名五郎太様と申候^而御三歳之御時

権現様御直^ニ山下道智を被為屬候 其前津金／修理を被為屬 道智と兩人御守役相勤候由 駿河御城^ニ 権現様被為成御座候時 御二ノ丸^ニ候哉 内之百間長屋 又御三ノ丸^ニ候哉／外之百間長屋 此二百間長屋^ニ五郎太様衆／罷在候 内之百間長屋ハ修理支配 外之百間長／屋ハ

道智支配仕候由 古キ衆^ニ拙者ハ駿河^ニ／道智支配^ニ逢申候と被申候方私も承候 其／後成瀬内匠被仰付 三人^ニ相勤候由 右三人／へ平岩主計頭殿連状なとも私^ル今所持仕候

源敬様御四歳之時 甲斐国を被進 御八歳之時／尾張国を被進候 追々御人多成候由^ニ御座候

一 権現様尾張国を 源敬様へ被進候時 清須ノ／城ハ水攻之地^ニ如何^ニ候 御城を古渡か名／古屋か小牧へひかせられ 乍憚可然趣 相應院／様へ山下道智申上候処 其趣相應院様 権現／様へ被仰上候へハ 尤^ニ被思召 清須ノ城を名／古屋へ御移被為遊候由

一 大坂冬夏兩御陣共^ニ 源敬様諸事之御陣用意／ハ 権現様 山下道智へ被仰付 道智ハ駿河分／御先立 名古屋へ罷越 諸事相調候由 冬御陣^ニ／天王寺之小屋割等迄仕 権現様 道智を御褒／美之由 其節ノ小屋割之事 于今人／申唱候

一 大坂夏御陣之節 源敬様於名古屋城御祝言／御座候時 権現様名古屋之城^ニ被為成御座／御前様御輿入候を御待請被為遊候 其節御祝／言一卷 権現様悉ク山下道智へ被仰付 諸事／相調申候由

一 大坂夏御陣落城候て 権現様御歸陣被為遊／於二条ノ御城 山下道智冬度御陣中能相勤候／由^ニ為御褒美御加増五百石拝領仕候

権現様上意^ニ御加増拝領仕候者 此時尾州／之諸士之内^ニ道智一人之由 道智常々申候

一 公方様 源敬様へ御成之度毎^ニ道智皆惣奉／行仕候 其外御上洛 又ハ行幸 或御作事 或江戸／御城西丸其外所々石垣を築申候時 伊豆国分／石出候惣奉行皆道智仕候

一 源敬様之御前様御輿入候て十ヶ年過候へ共／御子様無御座候^ニ付 相

應院様ハ 東福門／院様へ被 仰上 東福門院様ハ貞松院様を／被進候由然所^二被召仕候方御懷胎^二候

源敬様大乳ハ矢崎左京母^二 右之儀能存知／山下道智方へ被參 御懷人之事委細物語之由／然共道智無心元存 御懷人の方へも逢候て直^二承候 少も疑敷儀無御座候 依之其時分御用／達候衆中連座之時 道智申出候へハ 彼是異儀／有之由 道智ハ 御前様并二ノ丸様^二御子様／御出生候ハ、御次男^二成共 又ハ御家来^二成／共可被遊候 今迄御子様無御座候処 幸之御事／と申候由とかく取持可申人無御座候故 此上／ハ道智一人申上候ても不苦儀と存 御子様御／懷胎之趣委細申上候処 源敬様下々の腹^二御子様御出生を御いや^二被思召候哉 曾^而御／覺不被遊候間 なき物^二仕候様^二と 御意^二候 其時道智種々申上候へ共 御意少も替不／申候 此段大乳并御袋様へ申候へハ 御袋様ハ／上と下との儀^二候へハ 不及力候とて不大形／御落涙^二候 此上^二も道智ハ様々僉儀仕候^二如最前御子様^二無疑候故 重^而御前へ罷出御子／様御誕生之御沙汰御いや^二被思召候ハ、私才／覺^二かくし置 御成人被遊可然御生付^二候ハ、御家来^二成共被遊様^二と色々申上候へ共

御意替儀無御座候然共道智覺悟を以 御袋様／ハ大乳と一所^二矢崎左京屋敷へ御移り 寛永^二年丑七月廿九日午刻^二 若君様御誕生被遊候／道智 御前へ罷出 若君様御誕生 又彼は申上／候処 最前之通 御意替事無御座候故 其時道智／申上候ハ 女性偽申候^者 女性之儀ハ勿論今度誕／生之男子をも急度被仰付 男子之父をも御僉／儀被遊様^二私儀ハ女性之頼申候とて無筋事／申上候と諸人之嘲及承無面目次第^二候此上／ハ私も覺悟仕候と申上候へハ 少御思案被遊／たとへ御子様之御覺候ても 諸人御子様^二有間敷と申候由御聞及ヒ成候間 只今御

子様とハ難被仰出候 急きなき者^二仕候様^二と

御意^二候故 道智申上候ハ 諸人ハ 殿様曾^而／御覺無之由 御意承傳候故^二御座候

殿様^二御子様と 御意御座候^者 誰人か／御子様^二無御座と申人候ハん哉と種々様／々強^而申上候へハ 左候ハ、むまれ子ハ信濃／^二被下候間○^{とも}かくも仕候^二と御意御座候 右／其時道智難有忝奉存候 御子様の御事ハ成程／穩便^二仕 私方^二可奉入置と申上候て 若君／様を矢崎左京屋敷ハ道智屋敷へ奉移候 道智／女房ハ 相應院様之御妹^二後年寄法

座候内 矢崎屋敷之向^二山／本内藏助罷在候 内藏助女房ハ右隆正院姪女^二候故 是へも御越御慰メ申候由 道智江戸／畠守之内^二竹中源助祖母清正 又横井伊織方／へも御慰^二被為成候由 是皆隆正院伯母或姪／女之方^二候^{光義様}若君様御二歳君様御二歳之時 御前様／ハ道智方へ御意之趣候て^{光義様}若君様道智屋敷／ハ竊^二御城へ被為入候 右御懷胎御誕生前後之御首尾 私兄山下佐左／衛門父道智へ委細相尋委ク書記置申候 私も／写^尔今所持仕候 道智一人之覺悟を以 御誕生／も御子様^二も仕候 其節之儀語傳を聞及候衆／于今道智御子様^二仕候様^二物語被致人御座／候 右ハ佐左衛門書記申候内 あらまし書出シ／申上候

一 山下道智眼病^二目不見^二付 其身隱居知行／千石を末子佐左衛門 一郎兵衛私三人之子共／へ御分被下様^二道智奉願候處 願之通御分被／下候 次男權之助ハ叔父平左衛門名跡を継キ／申候右支配分ハ願不申候 三人之兄弟へ被下／成候御知行御切米ハ指上ケ申候 其節道智如／何存候哉 権現様ハ道智へ御知行被下候御／墨印ハ私へ譲り 于今所持

仕候〔此節ハ道智俗／名半三郎と申〕／〔候後ニ信濃又豊／後又大和と申候〕

一 泰心院様御九歳之御時 私被為屬候 御十四歳／之御時 私を被為召 御意ニハ御身之上ニ惡／敷儀御座候 申上候様ニと仰ニ候 御幼少之／御心ニ惡敷儀を御聞被成度との 思召乍恐／奉感それ分時々密々ニ乍憚申上候 御十六歳／之御時 泰心院様へ申上候ハ 任 御意只今／迄ハ彼是申上候へ共 私申上ル役人ニ而無御／座候 大殿様被為聞何様成儀を達 御耳候／哉と御不審ニ可被思召候 老中も御守之者も／無心元可存候 然ハ還ニ而御為ニ如何ニ候 向後／ハ御免被遊候様ニ御守之者ハ申上候役人ニ被申上ケ候様ニと 御意御座候者 思召様／々可有御座候と申上候處ニ御落涙被遊 主人／と成内之者と成候へ共 只今迄其方志を立申／上候事御満悦ニ被思召候 以来共ニ御免ハ不／被遊候との 御意ニ候者私も落涙仕それ分／たとへ身ハ何様ニ成候共 此上ハと存弥思深／ク罷成候 此段ハ十七年以前 私江戸下り御免／被遊候時書付候て土屋庄左方を頼申上候 庄／左覺被居候哉と奉存候 誠御若年之殿様太／平之御時代ニ御身之惡を御聞被遊度との

思召奉感候 私智徳も御座候者 御益ニも可成／候へ共 下懸短慮ニ候へハ 後々ハ不調法成事／共右御機嫌をもそこなひ申候と奉存候

一 右道智次男權之助せかれ仁左衛門 四男一郎／兵衛せかれ半平 此兩人又三男佐左衛門せか／れハ中村夕雲名跡ニ罷成候 右仁左衛門ハ父／と同宗門ニ而浄土宗ニ而半平一人道智宗門／ニ而御座候 半平病氣ニ而幼少之せかれ一人／御座候 行末難頼 然ハ道智骸所既及断絶候ハ／ん道智儀ハ右之通舊功之者ニ候 今之中村又／藏次男三歳ニ罷成候 山下之名字を相續 十四／五歳ニ罷成候者 被召出被下様ニ乍恐奉願候／益々被

懸御心御執成奉頼存候 私七十三歳之／衰老ニ而明日之命も難計候 右又藏せかれも／幼少ニ而そたちも難知レ事ながら奉頼置候 此／外ハ同姓之内ニ無御座候 加様ニ申上候とて／不及申事ニ御座候へ共 三歳之せかれを只今／名跡ニとハ不奉願候 行末之儀を私存命之内／ニと奉存奉願候 恐惶謹言

八月廿四日

山下道山

在判

織田宮内様

右ハ元禄十四年巳八月

右者道山様御手跡也

山下一問多

書物

⑦ 御手前儀成人被致候ハ、道智老御名字相續／御奉公之儀奉願候處 成人候ハ、願之通相應／ニ可被召出旨被 仰出候 依之左之書付之通／遣之候

一 慶長七年

権現様御旅立之前日 大原主殿助 山下半三郎／江御知行被下候 右 上意承候方聞達ニ而千／石之地一通計所付を書及 上覧候處 大原主／殿助 山下半三郎兩人江可被下 上意之處ニ明日御旅立ニ而早速難成候由達 上聞 左候／ハ、右千石之地兩人之宛名ニ仕候へと 上／意ニ而半三郎名を書添 右御黒印兩人被下／候之故 御年寄衆御黒印ハ闔取ニ

仕候様^ニとノ事^ニ道智老^ニ御勝^ニ御黒印ハ道智老御ノ取候由道智老御物語^ニ候右御黒印ハ我等へ被ノ下候御手前^江只今遣候之間御頂戴尤候

一 肥前忠吉之刀^者鍋嶋信濃守殿ノ国打之刀之^由道智老^江参候由傳承候右忠吉新身^ニ候へ共物切^ニ候指料^ニ仕候様^ニとて我等十ノ六歳之時道智老被下候故常々此刀を指申候ノ我等廿歳余之節道安老ためし者拝領^ニ竹ノ腰山城守殿未虎之助殿と申候時下屋敷^ニノためし者被致見物度由^ニ右之ためし者虎ノ之助殿下屋敷へ遣佐左衛門殿も御越我等もノ参候此時ためし者三人有之虎之助殿見物^ニ宇津木八左衛門切申候道安老拝領之ためノし者一ノ胴^者我等もらひ候て右忠吉之刀^ニ切申候土段迄切レ候されあぢよきとていノつれも襖被申候右刀砂引之儘^ニ年久敷指ノ申候鏢ハへち孫四郎すり申候由道智老御咄^ニ候大鏢^ニふちうすく候之故後々我等ふノちをすりちいさく仕赤銅^ニふちを取申候ノ忠吉刀新身^ニ候へ共道智老右之御言葉有之ノ故此度遣候

一 かるためし具足ハはりた大和作^ニ候成田ノ藤右肝煎^者て具足も甲も貫目何程と定出来ノ候て三匁五分玉十五間^ニ一枚ノ打申候壺^ニ枚玉^ニ二ツたまり申候も有之壺ツたまり申ノ候も有之又ぬけ申候も有之候うら^ニ少もわノれめ候へハぬけ候内^ニ定候悉打仕廻びやうノをはなし玉のたまり申候ハ此方^ニ置ぬけノ候分ハ両目一ツノ書苗如此之両目^ニ仕ぬけノ候板も出来之節一所^ニ持参仕候様^ニ申付出ノ来候て大和持参候此方之苗書取出其所々之ノ板引合大サ両目違不申候へハ請取候て打申ノ候然とも切々ぬけ申候故後^ニハ少之両目ノ違申候分ハさしゆるし候之様^ニ覚申候毎度ノ右之玉薬^ニ打如約

束幾度も仕直させ申候悉ノ出来候てびやうしめ^ニ仕箇之内たまり申候ノをよき程残シ其外ハ玉跡打出させ候甲も初ノハ具足のことくからミ候て打申候玉のたまノり申候も又ぬけ申候も有之候びやうを取放ノ具足之ことく一枚ノ打申候是又たまり申候ノ玉跡^ニ有之も見分如何^ニ候故よき程残ノシ其外玉跡打出させ申候祖父具足屋彦十郎^ニおとさせ申候数年江戸往来其上久敷成候ノ故唯今ハぬりも糸も古ク成申候具足ひつハノ道智老被下候右具足びつ^ニ入日記有之候

一 春屋墨跡懸物ハ道智老被下候表具取合せハノ道智老ノ金森宗和老へ御頼出来申候

一 諸大名衆ノ道智老へ之書状^者我等人々へもノらひ集つき立巻物^ニ仕候間遣候又道智老御ノ影ハ佐左衛門殿御仕立表具迄被成被下候是ノ又御請取可有候^者掘勘入記之被申候以上

戊卯月日

山下兵五郎殿

山下道山

⑧ 道智老御器量之覺

道智老御器量之覺

一 元和元年卯五月大坂落城權現様二条ノ城^江ノ御帰被遊候以後相應院様御前^ニ被成御ノ座成瀬隼人殿安藤帶刀殿も御前へ被出候上意^ニ山下半三郎兩御陣中能情^ニ入候御加ノ増可被下由仰^ニ候處相應院様^者半三郎儀ノ御心安者^ニ候先其分^ニと御時宜之由隼人ノ殿ハ御加増先少計被下候様^ニ被申上候へハノ何程と存候哉と上意^ニ候

五百石程可被下／哉と申上候へハそれハ少分^ニ候宰相か為^ニ候一
かと御加増被下可然と 上意之處 隼人／殿先少被下 又重^而被下様可
然と被申上候 相／應院様^ニハ猶以少計と被仰上候故 左候ハ、／五百
石被下由 上意^ニ候 隼人殿道智^江其方／へ一かと御加増可被下 上意
之處 先少被下／重^而又御加増被下方可然と申上候間 尾州之／内何方
^{ニ而}も望^ニ取被申候様^ニと御申候故／愛智郡之内古井村五百石望^ニ取候
由 道智老／御物語^ニ候

一 奥州ノ伊達正宗ハ道智老を壹万石^{ニ而}呼申／度と被申候由 元祖成瀬隼
人殿ハ道智老何ぞ／理強ク御申候事候へハ 又壹万石か鼻^ニ出候／と
被申候事度々之儀^ニ候由聞傳ヲ 佐左衛門／殿其外兄弟衆御申候

一 福嶋左衛門大夫殿家老福嶋殿一ノ先手仕候／武功のすぐれたる福嶋
丹波ハ三万石之身代／之由 此人尾張之山下殿ハ下戸ならハ不知一／
はいなるならハ今の世^ニハ有間敷也と褒／申候由 佐左衛門殿御物語^ニ
候 たれの咄と申／事ハ失念申候 此下戸ハ臆病^ニなくハとの事／^ニて
可有と佐左衛門殿御申候

一 瑞竜院様御意^ニ山下道智か様成者ハ今の世／^ニハなきと御褒被遊候由
中村芳隆御意を承／候由 我等へ物語^ニ候 其外右之御意ハ度々之／事
と被申候方も御座候

一 佐左衛門殿 一郎兵衛殿ハ道智老之御事御申／出候てハ無類^ニ御褒候
有時我等佐左衛門殿／^江向 関ヶ原御陣之事申出 石田治部少輔謀叛／
を企 天下之大名小名手^ニ付候 其大志可申様／無之候 此時道智老を治
部少と取替候ハ、如／何と問候へハ 佐左衛門殿御あいさつ^ニ道智／
老ならハ治部少々能候ハんと御申候 親之事／^ニてもよきハよき 悪敷
ハ悪敷と存ル者^ニ候／此あいさつ^ニて 拔群成道智老之御器量と存／候

佐左衛門殿又勘弁有間敷人^ホて無之候時／分 悪敷節御出生残念成事
候 関ヶ原合戦之時／^者道智老ハ寺西備中殿と所縁有テ 備中守／殿一
所^ニ加州大聖寺ノ城之番手^ニ被居 大坂両／御陣之時ハ 源敬様之大番
頭^{ニ而}御旗本^ニ被／居候 不及是非候

一 紀州對山様御守を被仕候伊達源左衛門後法／鉢了倉と申候 此人^者
権現様之御代分之人^ニ候 右了倉 尾張之山下／殿之おられ候へハあた
り^ニ人ハなき様^ニ見／へ候と小菅宗鑑へ被申候由 宗鑑物語^ニ候

一 平岩弥左衛門弟平岩又右衛門ハ御使番^{ニ而}／候 此人ハ我等ハ見不申候
何様丈夫成者^{ニ而}／人もゆるし申候者之由聞傳候 平岩七兵衛^ニ我等
又右衛門事尋候へハ 兄之弥右衛門^{左方}之氣／強成者之由 七兵衛も褒咄^ニ
候 此又右衛門志／水監物殿へ申候ハ こなたの伯母聳之山下殿／程之
氣強成人終見不申候由 又右衛門申候と／て以前之物語之次^而監物殿
我等へ物語^ニ候 拔群之御器量故^ニ候

一 岩田長右衛門殿 後法鉢不仁と申候 此人我等／兄一郎兵衛殿へ物語^ニ
道智老 成瀬隼人殿と／以前口論之時 不仁も其砌^ニ居候て致難儀候／
隼人殿今脇指ぬき被申哉と見合せ候 道智老／丈夫成事感 物語^ニ候 隼
人殿ハ一岳殿事^ニ候／一郎兵衛殿此事道智老へ不仁物語之趣被申／候
処 道智老御挨拶^ニおれか道理故と御申候／由

一 松平伊豆守殿御年寄^ニ被仰付 天下之御用よ／く御達シ候とて諸人取
沙汰之節 御旗本衆名／ハ失念申候 尾張之山下か才知之様成人^ニ候／
と被申候由 佐左衛門殿御咄^ニ候

一 御旗本衆名ハ不承候 尾張之山下ハ何事^ニも／成間敷と思ハぬ人也 天
^江上ル事可成哉と申／候共 富士山^江上り可見合と可申人也と被申／候
由 佐左衛門殿御物語^ニ候

一 概町御屋敷御作事之時 道智老奉行^二候 御作^二事見廻^二本多上野介殿
酒井雅楽頭殿 其外御^二老中御越之時 御作事場^二道智老御出合^二は
ふへ竜虎之作物上ヶ申^二筈^二作立候 竜ハ八^二間有之候 雅楽頭殿此竜
上り可申哉と道智老^二江^二御申候 上野介殿ハおれをひいき^二思ふ人^二故
あのごりよの上也と思ふ^二あからぬとい^二ふ事なしと被申候由 道智
老御咄^二候

一 寛永六巳年

大猷院様御代々江戸 御城御普請有之 尾^二張様 紀州様^二石垣石を御
上ヶ候^二付 尾州^二ハ山下豊後惣奉行^二被 仰付 伊豆山^二被遣^二候役
人多ク 同心衆込参候由 成瀬隼人正ハ豊^二後為相談被遣候由 於豆州
ハ両人之居所二里^二程隔り申候由 又紀州^二ハ大崎玄蕃惣奉行^二而
同豆州^二被遣候 彦坂九兵衛是又玄蕃へ為^二相談被遣候由 尾州 紀州之
丁場何程隔り候事^二ハ不承候 石切井人夫両方共^二山上ヶ石を^二切せ
申候由 此時紀州之船ハ千二百艘 尾州之^二船^二漸九十三艘有之候由 道
智老御咄^二候^二則書留置候 道智老ハ先家作事被成座敷 其外^二所々
御作り候 公儀^二も数多之役人来集り^二被居候由 毎日道智老^二外^二て料理
出候由 上下之^二家具都合千人前江戸^二調 中村覚左衛門 伊^二豆^二持
参申候由 覚左衛門物語^二候 道智老伊^二豆^二へ被遣候時 殿様^二五百両
相應院様^二三百両被下 自分才覚之金子彼是都合千何百^二両とやら
ん御持参之由 不殘御遣候由 小川吉^二兵衛 中村覚左衛門申候 後世^二
成瀬一岳老物^二語^二豆州^二而^二山下殿ハ金子多遣被申候 おれ^二は何もせ
ぬ様^二居候へ共それさへ伊豆^二千両計遣申候由 御申候を其座^二居候
て聞申^二候由 武野瑞月物語^二候 道智老伊豆^二ハ松^二木^二を切せ石を出
候所^二船場迄之道を作せ 松^二木^二下^二積重 土石砂を以成程道をよ

くつ^二かせ山^二船場へ之往来之者共^二数日ふみか^二ためさせ 石ハ一
圓不出船積無之候 紀州方^二ハ山^二船場へ之道を作り 石を切候てハ
船積^二江戸へ遣 其比雨降り多ク之人夫往来故作り^二候道損シ車力不
叶人夫之往来も難成候由 天^二氣上り道作り候ても地かたまらず 紀州
衆久^二敷及難儀候由 尾州方ハ道ハ能石ハ切置 手廻^二能候之故 早速
石を船積 江戸へ遣 追々船積御^二上ヶ石数相済申候^二紀州方^二ハ道久
敷かた^二まらぬ故^二おくれ 石数着船すくなし 依之道^二智老此方ハ上
ヶ石仕廻申候切置候石有之候^二間三千程かさんと彦坂九兵衛 大崎玄
蕃方へ^二御申遣候 彦坂 大崎返答^二ハ尤借申度候へ^二共 国之ひけ^二成
候とて終かり不申候 紀州方^二致迷惑候由 道智老御咄^二我等も承則
書留置^二候 大崎玄蕃ハ本ハ福嶋左衛門大夫殿衆^二而^二備後三原城を預
り申候由 福嶋殿身代果候て^二大崎を 公儀^二紀州様へ被召抱候様^二
と^二の事^二紀州^二て七千石被下候由 武功多ク^二才知も有者と聞へ申
候 紀州様^二も大崎を^二御撰出候半 大崎新道^二大石積車力^二道損^二シ
雨降ナハ弥損せん然ハ重^二道作申候共^二か^二たまらじと心付るハ 先道
を肝要とて仕事也^二佐左衛門殿牢人已後伊豆^二而^二之道智老事御^二物語
之内^二台徳院様西丸^二被成御座

相應院様西丸へ御登城被成候処 上意^二ハ山下豊後伊豆^二出候石能
候て 酒井雅楽頭者^二と土井大炊頭者と右之石をうはいあらそひ^二喧
嘩を仕出候 豊後石^二念を入候間 褒テ遣被^二申候様^二と 上意^二候故
相應院様^二道智^二老^二江^二御文を被下候 紀州之石船ハちいさき四^二半^二丸
之内^二紀ノ字 尾州之石船ハちいさき^二もめんの四半^二丸之内^二尾ノ字^二
候 道智老^二ハ築方^二よき様^二石を御切せ候 依之渡方雅^二楽頭殿 大炊
頭殿衆 請取方衆へいつれの石^二而^二も参次第請取候て 渡候へハ 請取

方衆尾州／石ハ早速請取紀州石ハ請取かね候故尾州石／之船印見へ候へハいつれも進ミうはいあい／申候由依之尾州之船少といへとも往来早ク／候由佐左衛門殿御咄候其節者佐左衛門殿／十歳候然共覺よく御人候之間其節御聞／候事御覺候半又語傳も御聞候ハん右相應／院様分道智老江之御文ハ岡村作大夫所持申／候を佐左衛門殿御覽候道智老可被下様無之／候我等取置候へと佐左衛門殿牢人已後御／申候之故我等作大夫方江先年申遣候へハ

相應院様御文ハ無御座候源敬様之御書ハ／御座候とて伊豆江被下候御書計越申候故卷／物之内へつき入候御覽可有候

一源敬様道智老を御六ヶ敷被思召候故隆正／院殿御意被成候ハ道智を宰相様江御／屬被成度候一はいの御加増四千石被／成被遣度由殿様御意となし隆正院思寄／之様申候へと仰之由依之隆正院殿道智／老江御申候ハ宰相様ハこなたの御守立候／其上間柄悪敷人く／と一所御座候事も如／何候宰相様江御奉公被成候へ左候ハ、／一倍之御加増候ハんと御申出候其座佐／左衛門殿も御入候右御聞候と道智老以之外／氣色損シそれはたれかいハせ候とて隆正院／殿を大御しかり殿のお達あきはてめさ／れ候御幼少の随分守立候とて畳をたき大御腹立之由佐左衛門殿御物語候一佐左衛門殿ハ幼少分道智老御側御置御遣／候由道智老虚言らしき事終聞不申候唯一／ツ虚言と存事ハ道智老見廻被参候衆御／拝領之茶壺見度と被申候御見せ候事いや／思召候哉右茶壺預ケ置候者居不申候由御挨／拶候其者いかも屋敷居申候と佐左衛門殿御咄候

一道智老御正直御慈悲ふかき御人候是ハ一／類方いつれも被被存候

若輩之我等式迺左様／存候

一右之外道智老勤行才知物語成事多候

一道智老之御器量其子孫たる人ハ大跡知被申／候様と書付申候先祖之儀とて美目らしき／事人前て咄被申候事ハ必無用候人聞不／可然候以上

戊卯月日

山下道山

山下兵五郎殿

山下一問多

書物

山下道智繪像之讚山下佐左衛門依所望／堀勘兵衛貞高書之

寫

⑨

山下氏勝姓藤原、幼名萬壽丸、漸長シテ而字ス半三郎、／假レ官曰信濃守、又改メ豊後守改メ大和守、其先飛驒／國ノ人而小山氏ノ支別也、小山氏出ツ自ニ大織冠鎌足／十一世孫下野大掾政光、政光從ニ源頼朝卿ニ有ニ軍功、食ニ邑野之下州ニ政光子朝政號、小山、爾來代々／稱レ小山、其子孫分ニ處ス群國、或冒シ小山氏、或易レ其ノ號、／氏勝先祖曾移ニ飛驒國ニ依ニ其所レ居之地、稱ニ山下氏、／到ニ大和守時慶十一餘代、在レ飛州ニ而知レ其名、時慶即／氏勝ノ父也、氏勝以ニ永禄十一年戊辰四月六日、生ニ於飛州荻町城、壯歲奉仕ニ東照大神君、於江州／蒲

生郡賜^フ采^一地^ヲ、屢^{シハク}被^ル眷^一遇^ヲ、慶長七年 神君命^メ曰、義直生^テ而三^一歲、以^テ其^ノ幼^ヲ故^メ令^メ汝^ヲ爲^レ調^一護^ヲ焉、蓋^シ氏勝^ノ依^テナリ^ニ爲^レ其母之姪^ニ也、義直卿者 神君^ニ季子^ニ也、鍾^一愛^ニ最^モ多^ク、故出^一則必從焉、氏勝無^シ不^ト云^フ 扈^ニ從^セ義直卿^ニ、同^一八年義直卿賜^フ武州忍城^ヲ、彼^ノ地斥^一鹵^ニ卑濕^{ナリ}也、氏勝^ノ潛^ニ憂^フ、憑^テ母^一公^ニ說^ク其^ノ不利^ヲ、翌年義直卿守^リ甲斐國^ニ、同^一十二年 神君封^シ義直卿^ヲ于尾張^ノ國^ニ、以^ニ清須^ノ城^一爲^レ本營^ト、夫尾張國南^ハ對^シ伊勢^ニ、而海^一潮乾^キ盈^ツ、西^ハ隣^ラ美濃^ニ、而河^一水環^リ曲^ル、北^ハ有^ニ木曾川^一、峻^一流橫^ニ帶^テ到^リ西南^ニ、兼^レ濃^ノ水合^一流^メ以入^ル海^ニ、洪^一水汎^一濫^{スル}、則逆^一行^メ浸^ス清須城^ヲ、是水^一攻^ノ之地^{ナリ}也、氏勝^一覺知^メ而說^レ其^ノ害^ヲ、神君大^ニ喜^{曰ク}、宜^ク擇^テ要害^ノ之地^ヲ、而移^ス二城^一壘^ヲ矣、氏勝曰^ク、同州古渡名護^ノ屋小牧^ノ三^一所、共^ニ是高^一陽^ノ之地^{ナリ}、而古壘^{ナリ}也、改築^テ以爲^レ城^ト則可^{ナリ}也、或^ハ有^レ拒^ク者、神君遂用^テ氏勝之言^ヲ、移^シ二城^一名護屋^ニ、築^レ石^一壁^ヲ、浚^シ塹^ヲ、而爲^レ本營^ト、神君命^メ氏勝^ノ爲^ニ一隊^ノ長^ト、統^ニ領^ス騎士^ヲ、及^ニ鳥^一銃^ヲ、且^一又掌^ル國^一務^ヲ、是^一以事^ノ無^レ大小^ト、悉與^リ聞辨^一決^ス焉、慶長甲寅冬難波^ノ之役、氏勝先^テ義直卿^ニ自^レ駿府到^リ尾州^ニ督^シ軍卒^ノ之規^一則^ヲ、整^ヘ二兵^一馬^ノ之主^一用^一、下^レ法^一令^ヲ、義直卿待^テ神君^ノ台駕^ニ、而陣^ス二天^一王子^ニ、氏勝作^ニ爲^シ割修^ヲ、分^ニ配^ス軍士^ヲ、神君大賞^ス、其節^一制^ヲ、翌^一年難波^ノ兵又起^ル、神君自^一征^ス焉、義直卿發^レ駕^ヲ、氏勝執^レ御^ヲ、此^一行也豐臣族滅^ス、神君凱^一旋^メ、而後感^ス其^ノ勞^ヲ、加^一倍^一采^一地^ヲ、此時尾州^ノ士依^テ神君^ノ之命^ニ、賜^フ食^一邑^ヲ者、氏勝只^一一人也、先^レ是義直卿嫁^ニ淺野幸長女^ヲ、神君來^レ尾州、行^レ婚禮^ヲ、氏勝監^ス其^ノ事^ヲ、其^ノ儀不^レ惑^ハ、最協^フ賢

旨^ニ、義直卿享^ス二後相國^一于江戸^ノ旅館^ニ、氏勝嘗^テ造^リ殿舍^ヲ、管^ス饗^一應^ヲ、後相國褒^メ二終^一始^ニ亟^ニ成^ル賜^レ物若^一干、爾^ノ後義直卿饗^ス二相國^一大樹^ヲ之時、氏勝無^シ不^ト云^フ 預^リ知^ラ焉、每度奉^レ拜^ニ台^一顏^ヲ、蒙^ニ懇欸^ノ之命^ヲ、夫將軍家享^ス燕^ノ之式、自^レ義滿公到^テ秀吉公^ノ時^ニ、雖^レ其法、近^一年絶^テ而無^シ二知^レ之者^一、氏勝温^メ故^ヲ追^ニ例^ヲ、作^ニ爲^レ規模^ヲ、世以稱^一美^ス焉、初義直卿無^レ子、氏勝深^ク憂^レ之、適有光義卿^ノ之降^一誕^一、氏勝以爲^ヲ、實^{ナラハ}則爲^レ家嫡^ト矣、虛^{ナラハ}則可^レ廢^一置^ス焉、鞠^一二養^{スル}私家^ニ二年、遂爲^レ令^一嗣^ト、寛永己巳改^メ二築^一江戸^ノ外^一郭^ヲ取^ル二石^ヲ於^ニ豆^一相^ノ之山^ニ、氏勝到^リ彼^ノ地^ニ出^シ大^一石^ヲ、載^テ巨船^ニ以^テ達^一江戸^ニ、幕下^ニ有^レ喜^一色、氏勝有^ニ傳^一護^ノ之舊功^一、故

神君ヨリ已來、相國 大樹懇詞屢^一下^ス恩^一賜^ヲ居多、誠^一可^レ謂^ツ二華褒^一之榮^ト者^{ナリ}也、寛永壬午讓^ニ采^一地^ヲ於^ニ氏紀^ニ、義^一直卿ハ別^ニ賜^フ二湯^一沐^ノ之邑^ヲ、剃^一薙^一薙^一名^ク道智^ト、承應二年癸巳^一十一月廿日棄^レ世、享年八十六歲、號^ス二光遠院日賢^一、

⑩

我等撰書創業録ハ堀勘入と致相談記之候 然所先年

泰心院様此書之事被^レ爲^レ聞指上^ケ候様ニと 御意有^レ之候^一我等申上^候ハ私文盲^ニ書續申候故 書違^ハ又ハ相違之事共^ニひた^一もの書置申候故 及清書申事^ニ無^レ之趣申上^候 其後も度々^一御意候^ヘ共 右之通申上^候 我等隱居候て并河自晦我等廣井之屋敷へ^一被^レ參^レ被^レ申候ハ 右書物ハ道山死候ても殿様ニハ上^ケ申間敷と^一御意之由被^レ申候故 近頃 御意致迷惑候 殿様へ何ヲおしミ^一可^レ申哉 加様之物御数寄^ニ 御覽も被^レ遊事^ニ候ハ、たとへ

下書／^二も乍憚入御披見可申候 拙者文盲之身^二書申候書物存生^二／入御披見申候^者 御家中衆何と老耄之取沙汰^二候半^兼而

御意も候間 私相果候て乍憚遺物^二指上ケ候半と存 清書も／仕置候 右之御意^二候ハ、追付指上ケ可申と申候へハ 自晦も尤候／指上ケ候様^二御取次可申とのよし 右書物 安土 難波 武江 慶長創業／録と皆別／^二申候是迄一類^二仕度存 外題^者創業録と書直シ 外題ノ／一二三ハ別録^二かまわす順々^二書之 安土 難波 武江 慶長の趣 小書^二脇^二／書之候へハ 其品わかり候故 右之通^二清書も下書も仕 則清書ハ指上ケ／申候 御機嫌之御意共^二候 我等右書物^者おしミ申^二ハ無之候へ共

殿様へ上ケ申書物之下書故 今迄他見^者憚申候 我等相果候てハ 御／手前心次第^二候 此書物清書いまた指上ケ不申候 前入魂之方／一兩人^二見せ申候 其後山澄了雲殿一覽之望有之故

泰心院様へも不入御披見趣申候へ共 達^而被申他見 又書写候事／有間敷趣誓文状を以御望候故 不得止かし申候 其後 泰心院様へ指上ケ申候 其後山澄風殘殿一覽被申度御親父／了雲殿も猶色々御申候 是又他見書写仕間敷御誓文状／御越候故かし申候 松井甫水老も望^二而 写申間敷御誓文^二かし／申候 然共是ハ三創業録ハ見終 慶長録^二至テ我等縁者親類方／彼是被申方にて廣クあなたこなたかし申候事も

若 上^江／右下書廣ク他見の聞へ候てハ如何と甫水老へも断申候^而／慶長録ハ遣之不申候 其元家来方見申候分ハ不苦候 秘書^二ハ／無之候へ共他家へ遣之見せ申候事ハ 我等存命之内ハ遠慮も／候へかしと存 以前より之趣申入候て 實録と候ても多キ内^二ハ／相違之事有之もの^二候 まして我等事^二候へハ相違も可有候／勘入も餘リ^二書候へハ相違有物^二候 のそき申度と被申候／然共なくさ^二ミも成事ハ のそきかね申候事も所々有之

候と／覚申候 以上

寶永三戌

十一月二日

山下道山

行年七十八歳

山下兵五郎殿へ

書物覚

創業録 三十八冊

武江追加 一冊

考異 二冊

引證 一冊

目録 一冊

⑪

山下道山著述之創業録／道山末葉一組 山下一問多／所持いたし候由 右ハ此節／御用^二付 當分之内 為指出／候様^二との御事候旨 江戸／表分申越候間 右創業録／指出候様御用人分申来候／尤御用相濟次第 御指戻^二／可相成旨をも申来候 此段／一問多^江可被申渡候 以上

二月晦日 富永内左衛門

山本九郎左衛門殿

猶々本文一問多所持／有之候創業録ハ至^而／精撰之由^二門外不出之／書

与
申傳秘藏之由^ニ／相聞候間 其心得盡被／申談候 以上

先刻引合申候本箱鍵共／請取申候 以上

三月三日 富永内左衛門

山下一問多殿

昨日御出被仰聞候創業録入／候箱并右鍵 別紙御書付共／被遣之 御紙上之趣奉得／其意 則内左衛門^江 差出申候処／請取 及御答候付不及御出申旨／申聞候 依之申上候 以上

亥 用達

三月三日 加藤六郎

山下一問多様

文化元子十一月廿七日 創業録本箱／御用人衆^ハ成田貞之右衛門方へ相渡り／廿六日夜貞之右衛門宅^{ニ而}直^ニ逢 引渡され／右本ハ翌廿七日成田貞之右衛門為用達／平野俊九郎口上^{ニ而}待為持来ル

一本相戻り候^ニ付 富永内左衛門殿^ハ受取手紙／成田用達^江相渡候付成田宅^江行候^{ニハ}及不申候

山下一問多殿 小瀬新右衛門／申談儀有之候間／追付評定所^江可被罷出候

以上

十一月廿六日

文化元年子十一月廿六日御用人／小瀬新右衛門方被申談候／御書付左之通

山下一問多

先祖道山著述之／創業録御用^ニ付 差出／写被 仰付候付 本書ハ／被返下候 右ハ代々致家藏／今度御用^ニも相立候付／銀壹枚被下之旨被／仰出候 此段可申渡旨／御年寄衆被申聞候

十一月廿六日

拝領物之御礼

右在尾州御年寄中宅／不残^江可相廻

以上

*改行は「／」、割註は「^{ニ而}」、抹消は抹消線で示した。丸数字は本文中で便宜的に分類した文書区別のための数字で、筆者による補記である。

《Title》

An Analysis on the succession to the headship of the Asano family, from the Memorandum of the Yamashita Family.

《Keyword》

Yamashitake-Oboegaki (The Memorandum of the Yamashita Family)

Yamashita Ujikatsu (Senior vassal of the Owari domain)

Tokugawa 1st Shogun Ieyasu

Owari Tokugawa 1st Yoshinao (First feudal lord of the Owari domain)

Asano 2nd Yoshinaga (First feudal lord of the Kii domain)

Asano 3rd Nagaakira (Second feudal lord of the Kii domain)

Asano 1st Nagashige (First feudal lord of the Makabe domain)

So-o-in Okame-no-kata (Mother of Owari Tokugawa 1st Yoshinao)

Haruhime (Wife of Owari Tokugawa 1st Yoshinao)

Jitokuko-Seibiroku (Records on Asano 3rd Nagaakira)

Old documents owned by the Yamashita Heihachiro family

Site supervisor of Nagoya castle